

答 申 第 287 号
令 和 2 年 8 月 21 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和2年8月11日付け岐阜市ま建第33号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

石綿は不燃性や耐熱性に優れ、長期間多くの建築物に使用されてきたが、石綿を飛散させる危険性があるものについては、建築物の利用者に健康被害を生ずるおそれがあることから、平成18年に建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正され、石綿の飛散のおそれのある建築材料（以下「吹付アスベスト等」という。）の使用が規制された。

国は、地方公共団体に対し、吹付アスベスト等を使用した民間の建築物の概要をアスベスト調査台帳として整備した上で、吹付アスベスト等の使用の実態を把握し、調査、除去等の推進に努めるよう求めた。

そのため、まちづくり推進部建築指導課は、昭和31年から平成18年8月末までの吹付アスベスト等が使用されてきた期間に建築された民間の建築物（以下「対象建築物」という。）について、吹付アスベスト等の使用の実態を把握し、調査、除去等の推進に活用するため、次の個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

- ア 対象建築物の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）の氏名
- イ 所有者等の住所及び郵便番号
- ウ 所有者等の電話番号
- エ 対象建築物の所在地及び郵便番号
- オ 対象建築物の主要構造
- カ 対象建築物の確認済年月日及び番号
- キ 対象建築物の完了検査済年月日及び番号
- ク 対象建築物の建築年月日
- ケ 対象建築物の用途
- コ 対象建築物の延床面積

- サ 対象建築物の階数
- シ 吹付アスベスト等の使用の有無
- ス 吹付アスベスト等の使用箇所、含有成分、対策等

2 個人情報ファイルの名称
アスベスト調査台帳

3 意見
適当なものとする。